

## 逮捕事案を踏まえた教職員の不祥事防止対策について

平成28年11月24日  
教育委員会

### 1 趣旨

教育委員会では、教職員の服務意識の高揚を重点施策の一つとして掲げ、継続的に、不祥事防止のための服務指導の徹底と、校内研修の充実に取り組んできたが、平成28年8月23日、市内中学校教諭の「麻薬及び向精神薬取締法違反」による逮捕事案が発生した。教育委員会としては、このことを極めて重大なものと受け止め、委員会内に検討会議を立ち上げ、協議を重ねてきた。

公務員は、自らが市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正かつ、公共の福祉の増進を目指して職務を執行しなければならない。しかし、不祥事が発生すると、何より、児童生徒に与える様々な影響は計り知れず、市民からの信頼を大きく損ねてしまうこととなる。このことから、改めて不祥事防止の徹底を図らなければならないと決意したところである。

本事案に関しては、9月13日に開催された全員協議会で概要を報告したところであるが、その後の経緯及び本事案を踏まえたこれまでの不祥事防止対策を報告するとともに、今後の不祥事防止に向けた取組を示し、教育に対する市民の信頼回復を目指すものである。

### 2 事案の概要について

#### (1) 主な経緯

- ・ 8月23日 盛岡東警察署で当該教諭を取り調べ、21時58分に逮捕
- ・ 8月24日 当該教諭逮捕について、東署から校長へ、校長から市教委へ報告
- ・ 9月 8日 岩手県警察本部：報道発表、市教委：記者会見
- ・ 9月 9日 臨時校長会議開催  
当該校で臨時全校朝会及び保護者説明会開催
- ・ 9月13日 市議会全員協議会で説明  
盛岡地方裁判所に起訴
- ・ 9月15日 市教委・県教委による本人への事情聴取（9月21日と10月19日にも実施）
- ・ 9月16日 保釈
- ・ 10月13日 一回目の公判で結審
- ・ 10月25日 県教委による懲戒免職処分（免職処分・退職手当支給制限処分）
- ・ 10月31日 判決 懲役1年6月・執行猶予3年
- ・ 11月15日 刑が確定

#### (2) 当該教諭への事情聴取及び公判の主な内容について

- ア 薬物の使用は、8年ほど前からで、当時は「ラッシュ」という薬物を使用していたが、5年ほど前に輸入禁止となったことから、それに代わるものとして「α-PVP」を使用した。
- イ 初期は月2回程度、ここ2年はほぼ週1回、週末に自宅で使用した。
- ウ 使用目的は、性的興奮を高めるためであり、日常生活への影響はないと思っていた。
- エ 学校の薬物乱用防止教育の内容は分かっていたが、自分のやっていることは薬物乱用には当たらないと、都合よく考えていた。

オ 保護者の期待を裏切ることになってしまい申し訳ない。自分が担任した生徒を卒業まで面倒を見てやれなかつたのが心残りである。

### (3) 当該校の様子について

- ア 逮捕発表後、生徒に動揺が見られたことから、9月9日から13日までスクールカウンセラー3名体制で、当該教諭が担任していた学級の生徒全員及び女子バレー部の生徒と面談を行った。9日に19件、12日に12件、13日に20件の相談があったと報告を受けている。
- イ 9月14日以降については、全体的に落ち着きを取り戻した状況であることから、スクールカウンセラーの受け入れを週1回に戻し、必要に応じて3学年の担任団や養護教諭が相談を受ける体制とした。
- ウ 当該教諭の担当教科だった英語は、10月13日から常勤の講師を配置し、授業が円滑に行われている。
- エ 当該教諭が学級担任だった3学年の当該学級は、学年主任が担任となり、高校進学に向かって気持ちを切り替え、落ち着いて学習している。
- オ 当該教諭が顧問だった女子バレー部は、別の教諭が顧問となり、現在は落ち着いて、普段どおりの活動を行っている。

## 3 今般の事案を踏まえた不祥事防止対策について

### (1) 教育委員会の取組状況

- ・ 8月24日 教育委員会内に教育長、教育部長、教育次長、総務課長及び学務教職員課長をメンバーとする検討会議を立ち上げ、随時、協議を行った。
- ・ 9月9日 県警の公表を受けて臨時校長園長会議を開催し、教育長から「重大な危機であり、二度と不祥事を起こさないという固い決意を持って、不祥事防止に取り組んで欲しい。」と話し、具体的な指示を行った。また、教育委員会所属の全職員に対し、網紀保持の徹底について、通知した。
- ・ 9月14日 各学校・園に対し、上記指示内容の取組状況を報告するよう指示をした。（9月21日期限）
- ・ 9月14日 各学校・園に対し、薬物乱用が、自分や自分の周りの人たちにもたらす害などについて記載した資料を提供し、研修を行うよう指示をした。
- ・ 9月29日 各学校・園の全ての職員を対象に、不祥事事案の受け止め、不祥事の原因や対策等について一人一人の考えを記述させ、それを基に校内で職場研修を実施するよう指示をした。（10月28日期限）
- ・ 11月2日 各学校・園に対し、新たな薬物乱用防止の資料を提供し、引き続き研修等で活用するよう指示をした。
- ・ 11月9日 有識者等による不祥事対策会議を開催し、原因の検証を行うとともに、不祥事対策について意見を伺った。
- ・ 11月15日 定例の校長園長会議で事案の概要報告と上記職場研修で出た主な意見の情報提供を行い、改めて不祥事防止の徹底を図るよう指示をした。
- ・ 11月22日 管理職を対象に市長部局と共同でコンプライアンス研修を行った。

### (2) 各学校・園の取組状況

各学校・園から報告された職場研修の状況は、次のとおりである。

- ア 薬物乱用防止対策について、全教職員を対象として研修会を開催した。
- イ 職員の勤務状況を把握し、小さな変化を見逃さないことが職員への思いやりであり、生活を守ることにつながる、不祥事を起こした時の経済的損失がどれほどであるかを知る機会を設けてほしいなど、さまざまな意見が出された。
- ウ 一人一人が不祥事根絶に向けた自分の思いを書いたり話したりしたことにより、初めて自分のものになったと思うので、このような機会をもつことは大事である。
- エ 教職員から出た意見を、「児童・職員・家族・自分を大事にし、幸せを大切にします。大切に思われていると感じ合える職場を目指します。」とまとめ、現在取り組んでいる。

### (3) 今般の事案が起きた原因と今後の課題について

- ア 教職員の服務指導はこれまでも行ってきたが、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚をもって行動しなければならない、という意識が当該教諭に欠けていた。今後、教育公務員としての倫理観の徹底に、更に取り組んでいかなければならない。
- イ 児童生徒を指導する教員は、薬物乱用の違法性や危険性について、十分理解しているものと捉えていたが、今回の事案は、教員の理解が不十分であることを示している。改めて教職員への薬物乱用防止に対する指導を徹底しなければならない。
- ウ 所属長面談はこれまでも行ってきており、生活面などを十分に把握できていなかったことから、更にきめ細かな面談を行っていくなど、組織としての取組の徹底を図っていく必要がある。

## 4 教職員の不祥事防止対策について（案）

### (1) 不祥事防止に向けた基本方針

#### ア 教育公務員としての倫理観の徹底

教職員は、児童生徒の人格形成に大きくかかわっており、教育活動を推進するに当たり全体の奉仕者として、とりわけ厳しい倫理観が求められていることから、次のような服務意識の徹底に努める。

#### (ア) 公務員としての職務の特性を踏まえた規範意識

- a 自らの行動が全体の信用に影響することを深く認識し、コンプライアンスの徹底を図る。

- b 職場を離れても、公務員としての自覚をもって行動する。

#### (イ) ネット社会の危険性に対する理解

- a インターネットの不適切な利用に係る危険を理解する。

- b 電子メール等による保護者や地域との適切な関わり方を理解する。

#### (ウ) 薬物等の重大事案に対する理解

- a 違法薬物について理解する。

- b 飲酒運転や体罰、わいせつ、青少年のための環境浄化に関する条例違反の重大性を理解する。

#### (エ) 不祥事がもたらす影響についての理解

- a 児童生徒、保護者、同僚、地域、学校、教育機関、家族等への影響について考える。

- b 不祥事の具体的な事例を参考にして、不祥事が本人にもたらす影響を理解する。

#### イ 組織としての取組の徹底

学校内の職場研修や面談を充実するとともに、職場環境を良好にし、学校教育目標の実現

という共通意識を持った職場集団を形成する。

(2) 不祥事防止に向けた具体的な取組

ア 各学校・園における具体的な取組

(ア) コンプライアンス実施計画の周知と確実な推進により、教育公務員としての使命感・倫理観・所属感の醸成を図る。

a 校長は、学校経営計画の中に職員の服務意識の高揚に係る取組事項を明記する。

b 教職員は、年度の初めに自己のコンプライアンスの取組に係る目標を明記し、年度末にその評価を行う。（講師、育児休業者、休職者等も含め全教職員で実施する。）

(イ) 全教職員参加によるコンプライアンス研修を徹底する。

a 校長は、月例や長期休業等を活用してのコンプライアンス研修を実施し、(1) アの「教育公務員としての倫理観の徹底」について理解を促す。

b 校長は、不祥事事案に対する自己の考えを明記することや事例発表、グループによる協議、外部講師による研修など、教職員による主体的な取組を実施する。

(ウ) 管理職との面談の計画的な実施を徹底する。

a 校長は、定期の職員面談を年間計画の中に設定し、計画的に実施するとともに、公私に渡る状況についても把握するよう努め、適切な指導助言を行う。

b 講師や非常勤講師等を含め、全教職員を対象に面談を実施する。

(エ) 風通しのよい職場環境づくりに努める。

a 教職員は、職場内でのコミュニケーションによる相互の声掛けを通して、注意喚起を行う。

b 教職員は、お互いに協力し合い、意欲をもって職務にあたることのできる職場づくりを全員で目指す。

イ 盛岡市教育委員会における具体的な取組

(ア) コンプライアンス実施計画の周知と確実な推進を図る。

a 各学校・園に対しコンプライアンス実施状況を報告させ、必要に応じて指導を行う。

b 各学校・園に対し望ましい取組事例を提供する。

(イ) 各学校・園への資料提供を行いコンプライアンス研修の充実を促す。

a ネット社会の危険性に関する資料提供

b 薬物等の重大事案に関する資料提供

c 不祥事事案の概要等具体例の資料提供

(ウ) 薬物乱用等、不祥事防止のための研修会を実施することや、各種研修会に参加させることで、教職員の資質の向上を図る。

(エ) 市内校長園長会議、副校长会議や教務主任会議等において、その都度、不祥事防止について指導を行う。

a 管理職等への指導の徹底

b コンプライアンスの取組に係る資料提供

以上により、不祥事の再発防止に取り組み、全教職員による「児童生徒・保護者・地域から信頼される学校づくり」に取り組んでいく。